

## 2. 景観計画の区域

### 1 景観計画区域

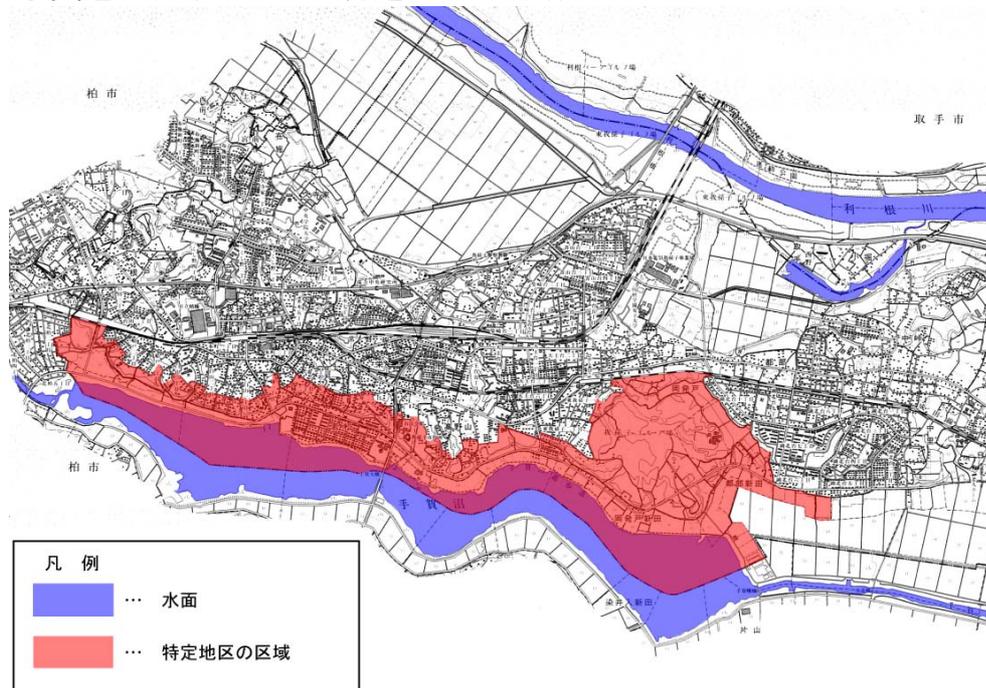
我孫子市は、法第8条第2項第1号の規定により市全域4319haを景観計画区域と定める。

### 2 特定地区

「景観形成推進ゾーン」のうち、市が特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきある一定の区域を、法第8条第2項第1号の規定により特定地区と定める。

地区の名称	手賀沼ふれあいライン特定地区		
地区の位置・区域	区域図のとおり定める	面積	626ha
地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と鳥が共存できる我孫子らしい緑と水辺が一体となった景観づくり</li> <li>・まち全体に水辺や緑の豊かさ、賑わいなどの多様な表情が感じられる、魅力ある景観づくり</li> <li>・道の特性や歴史的・文化的遺産を活用し人の回遊に配慮した景観づくり</li> </ul>		

手賀沼ふれあいライン特定地区の区域図



#### 指定の経緯

「ハケ・ふれ21」市民会議提案書の指摘を受け、市は色彩景観ガイドラインと道路きわ景観ガイドラインを策定した。

その後、柏市境から都部新田までの手賀沼ふれあいライン両側200mを景観条例に基づく特定地区に指

定し、手賀沼や斜面林、農地やハケの道などの特性に配慮した景観づくりを進めてきた。

今回の指定にあたっては、土地利用方針と地形的なつながりを踏まえて地形地物等で明確に区分できる区域とする。

### 3 推進地区

住民参加による景観形成を促進するため、住民や特定非営利活動法人などの提案により、良好な景観を形成すべき区域として指定する地区を推進地区とする。

推進地区指定まで  
法第11条の規定により推進地区として提案できる要件

提案できる者	土地又は建物の所有者、特定非営利活動法人、公益法人、自治会、当該土地を造成して販売する事業者、一定の要件を満たす任意団体
提案の条件	提案者が景観計画素案を作成し、その素案が土地及び建物の所有者の3分の2以上の同意を得ていること。
区域の面積	0.5 ha以上 ただし、景観形成推進ゾーンで特に市長が必要と認めた場合は、0.1 ha以上とすることができる。

